

# 近江鉄道線の公有民営方式による上下分離に 対する総合的支援



- ▶ 将来にわたる近江鉄道線の安全かつ安定的な運行確保と複数自治体にまたがる地域鉄道再構築の全国のリーディングモデルを目指す。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の 創設

- 一般社団法人近江鉄道線管理機構の鉄道資産の取得、保有等に係る非課税措置
- 近江鉄道株式会社の土地の無償譲渡および利益還元(寄附)に係る非課税措置

### (2) 近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る 国庫補助事業の優先採択と支援拡充

- 施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助金等の優先採択
- 社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)の柔軟な制度運用
- 施設設備整備に係る補助対象経費の拡大(修繕費等)

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設

- 第三種鉄道事業者が鉄道用地を直接保有し沿線自治体と協働連携して駅周辺および鉄道沿線の土地を自由かつ有効に利活用することで、駅を中心としたまちづくりの促進と沿線地域のにぎわいと活性化を図ることができる。
- 県および沿線市町が設立手続きや事務効率面等を考慮し第三種鉄道事業者となる「一般社団法人」を設立したが地方公共団体ではないため第二種鉄道事業者に多額の税負担が生じること。
- 第三種鉄道事業者が第二種鉄道事業者から事業利益の還元を受けることで、第三種鉄道事業者が実施する施設設備整備等に要する財源を確保しやすくなる。
- 今後複数の自治体間にまたがるローカル鉄道等の再編や見直しが進む中、税制面に拘束されずそれぞれの実情に応じた組織形態を選択できるしくみを整えることは、全国における鉄道事業再構築の推進にも大きく寄与すること。

### (2) 施設設備整備および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充

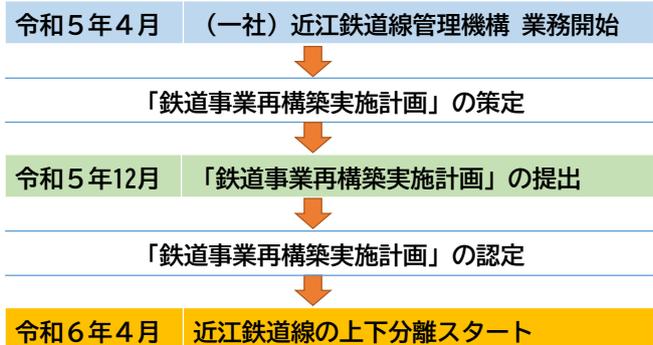
- 近江鉄道線は開業後125年が経過しており、今後施設設備の更新、修繕に係る費用の更なる増大が見込まれるだけでなく、利用者拡大に向けて鉄道利用者等に対する利便性やサービス向上のための新たな設備投資等を行う必要があること。
- 沿線自治体は施設設備整備費だけでなく第三種鉄道事業者の運営経費(安全統括管理者や事務局職員の人件費および資産保有に係る税負担等)など多大な財政負担が見込まれ、将来にわたり鉄道を持続的かつ安定的に運行していくためには財政負担の軽減が必要であること。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設

#### ア. 主なスケジュール

- 令和5年度は県および沿線市町、近江鉄道線管理機構および近江鉄道株式会社を中心となり「鉄道事業再構築実施計画」を策定する。
- 第三種鉄道事業者は輸送の安全確保に係る規程類の制定など必要な準備を進める。



#### イ. 鉄道資産の譲渡や利益還元(寄附)等に係る課税の流れ

各段階においてさまざまな税が課税される見込みであるが、特に土地の無償譲渡については近江鉄道(株)に係る法人税等(約10億円)が最大の障壁となっており、譲渡から保有までに係る税の特例措置をパッケージ化することが有効。

※表中の金額は課税見込み額

原因 対象	①寄附/譲渡	②登記	③取得	④保有
	近江鉄道に対する課税		近江鉄道線管理機構に対する課税	
利益	法人税等 約6000万円/年 ※利益が年2億円の場合			
土地	法人税等 約10億円 ※土地の時価が33億円の場合	登録免許税 約4700万円	不動産取得税 約7056万円	固定資産税 約2020万円/年 都市計画税 約230万円/年
建物		登録免許税 約460万円	不動産取得税 約928万円	固定資産税 約320万円/年 都市計画税 約50万円/年
構築物等				固定資産税 約7440万円/年

土地に係る特例措置のパッケージ化

### (2) 近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充

上下分離後、第三種鉄道事業者(沿線自治体)は鉄道施設等の保有・管理に係る経費に加えて、近江鉄道線管理機構の運営経費も新たに負担することとなり、持続的、安定的に鉄道事業を運営するためにはハードとソフトの両面からの支援が必要。

鉄道施設等の保有に伴う費用			近江鉄道線管理機構の運営経費	
保守 管理	維持	諸経費	人件費	安全統括管理者および事務局職員 の人件費
	修繕	修繕費	人件費	
設備 投資	長寿命化	設備投資費	人件費	各種リース料、固定資産税等
	更新			
	新設			
R4-R5の 財政負担範囲		R6以降に加わる財政負担範囲		
担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室 TEL 077-528-3685				